

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年12月16日
発信課 担当者	総合政策部秘書課 須賀
連絡先	電話 25-5306
	FAX 22-2286
	E-mail hisyo@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	平成29年1月5日(木)～平成29年1月31日(火)
発表項目 (行事名)	平成28年度旭川市新人奨励賞候補者の推薦について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>本市では昭和42年度から、毎年、文化・スポーツ・科学・技術等の各分野で著しい実績を上げ、その将来が有望な若人をたたえるため、新人奨励賞を贈呈しており、これまで168名の方々が受賞され、それぞれの分野で活躍されております。</p> <p>つきましては、平成28年度旭川市新人奨励賞候補者を広く市民から推薦いただくため、次のとおり報道くださいますようお願いいたします。</p> <p>1 受付期間 平成29年1月5日(木)～1月31日(火)</p> <p>2 候補者の基準等 別紙「平成28年度旭川市新人奨励賞実施要綱」のとおり</p> <p>3 推薦方法 秘書課に備え付けの推薦書に必要事項を記入のうえ、同課へ提出</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> (実施要綱) ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

平成28年度旭川市新人奨励賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化、スポーツ、科学、技術などの各分野において著しい実績を上げ、その将来が有望な若人をたたえる旭川市新人奨励賞（以下「奨励賞」という。）の実施を目的とする。

(贈呈基準)

第2条 奨励賞は、次の要件を満たす者の中から、次の対象分野において優れた才能を発揮し、かつ、将来性のある個人とする。

(1)年齢及び居住要件

平成29年3月31日の年齢が30歳未満（昭和62年4月2日以降に生まれた人）で、本市に居住している者、又は本市に居住していた者で、勉学その他の事由のために生活の本拠を本市以外に置いている者

(2)対象分野

- ア 文化～文芸、美術、舞踊、演劇、音楽
- イ スポーツ～運動競技
- ウ 科学～人文及び自然科学
- エ 技術～各産業における技術研究等
- オ その他～適当と認められるもの

(候補者の推薦)

第3条 受賞候補者（以下「候補者」という。）の推薦は、別紙推薦書及び候補者の推薦に係る関係書類等を提出期間内に市長へ提出するものとする。

2 候補者の推薦は、本人又は第三者によるものとする。

3 第1項における提出期間は、平成29年1月5日から同年1月31日までとする。

(受賞者の選考)

第4条 奨励賞受賞者（以下「受賞者」という。）は、平成28年度旭川市新人奨励賞選考懇話会（以下「懇話会」という。）の意見に基づき、市長が決定する。

2 懇話会に係る事項は、別に定めるものとする。

(贈呈方法)

第5条 贈呈式を実施し、受賞者に賞状、盾を贈るものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。